

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆  
☆ 大 阪 南 消 防 組 合 ☆  
☆ 議 会 定 例 会 議 案 書 ☆  
☆ 令 和 7 年 第 2 回 ☆  
☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

( 令和 7 年 6 月 6 日 )

日 程 表

令和 7 年 6 月 6 日 定例会

| 日 程   | 議案等番号     | 議 案 等 名                                                | ページ |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------|-----|
| 第 1   |           | 議会運営委員会委員長報告                                           |     |
| 第 2   |           | 会議録署名議員の指名について                                         |     |
| 第 3   | 選挙第 1 号   | 議長の選挙について                                              | 1   |
| 第 4   |           | 会期の決定について                                              |     |
| 第 5   | 報告第 3 号   | 専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」                              | 2   |
| 第 6   | 報告第 4 号   | 専決処分報告について「職員の給与に関する条例の一部改正について」                       | 7   |
| 第 7   | 報告第 5 号   | 専決処分報告について「職員の退職手当に関する条例の一部改正について」                     | 2 2 |
| 第 8   | 報告第 6 号   | 専決処分報告について「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」 | 2 5 |
| 第 9   | 報告第 7 号   | 専決処分報告について「令和 6 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 2 号）」              | 2 9 |
| 第 1 0 | 報告第 8 号   | 令和 6 年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について                 | 3 2 |
| 第 1 1 | 議案第 7 号   | 財産の取得について                                              | 3 4 |
| 第 1 2 | 議案第 8 号   | 財産の取得について                                              | 3 5 |
| 第 1 3 | 議案第 9 号   | 財産の取得について                                              | 3 6 |
| 第 1 4 | 議案第 1 0 号 | 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて                          | 3 7 |
| 第 1 5 | 議案第 1 1 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について                                   | 3 8 |

[illegible]

## 選挙第 1 号

### 議長の選挙について

地方自治法第 1 0 3 条第 1 項の規定に基づき、本組合議会議長の選挙を行う。

令和 7 年 6 月 6 日提出

大 阪 南 消 防 組 合 議 会  
副 議 長    三 島    克 則

当 選

辰巳 真司

## 報告第 3 号

### 専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

### 報告

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

### 記

専決第 1 号 損害賠償の額の決定について  
専決第 2 号 損害賠償の額の決定について  
専決第 7 号 損害賠償の額の決定について  
専決第 8 号 損害賠償の額の決定について

専決第 1 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和 7 年 2 月 7 日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

記

| 事 由                           | 事 由 発 生<br>日 時 ・ 場 所                                                     | 損 害 賠 償 の<br>相 手 方 | 損 害 賠 償 の 額   | 当 事 者       |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------|-------------|
| 救急搬送中<br>における車<br>内での受傷<br>事故 | 令和 6 年 1 2 月 2 3 日<br>1 4 時 4 8 分頃<br>富田林市若松町西 1 丁目<br>大阪外環状線昭和町北交<br>差点 | 藤井寺市内在住<br>男性      | 1 6 , 4 1 7 円 | 大阪南消防<br>組合 |

専決第 2 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和 7 年 3 月 5 日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

記

| 事 由                   | 事 由 発 生<br>日 時 ・ 場 所                      | 損 害 賠 償 の<br>相 手 方 | 損 害 賠 償 の 額     | 当 事 者       |
|-----------------------|-------------------------------------------|--------------------|-----------------|-------------|
| 救急活動中<br>における物<br>損事故 | 令和 7 年 1 月 2 1 日<br>9 時 5 8 分頃<br>羽曳野市内施設 | 大阪市内法人             | 1 1 2 , 7 5 0 円 | 大阪南消防<br>組合 |

専決第7号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年4月7日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

記

| 事 由                         | 事 由 発 生<br>日 時 ・ 場 所           | 損 害 賠 償 の<br>相 手 方 | 損 害 賠 償 の 額 | 当 事 者       |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 救急出場中<br>に お け る<br>接 触 事 故 | 令和7年3月18日<br>17時35分頃<br>羽曳野市誉田 | 羽曳野市内在<br>住者       | 72,457円     | 大阪南消防<br>組合 |

専決第8号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年4月7日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

記

| 事 由                  | 事 由 発 生<br>日 時 ・ 場 所              | 損 害 賠 償 の<br>相 手 方 | 損 害 賠 償 の 額 | 当 事 者       |
|----------------------|-----------------------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 消防車両に<br>おける物損<br>事故 | 令和7年3月19日<br>13時23分頃<br>河内長野市三日市町 | 河内長野市内<br>在住者      | 15,400円     | 大阪南消防<br>組合 |

## 報告第4号

### 専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和7年6月6日提出

即日承認

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について

専決第 3 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

## 大阪南消防組合条例第5号

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「4号給」の次に「（一般職給料表の特1等級に格付されている職員にあっては、1号給）」を加え、同条第3項中「職員」の次に「（一般職給料表の特1等級に格付されている職員を除く。）」を加える。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「特1等級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第15条の2第2項中「100分の6.9」を「100分の10.3」に改める。

第21条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第24条第2項中「、第15条及び第15条の3」を削る。

附則第4項中「第2条第1項」を「第2条」に改める。

附則第11項中「この項において「異動日」」を「この項及び附則第20項において「異動日」」に改める。

附則第17項中「100分の6.9」を「100分の10.3」に改め、同項第1号中「100分の10」を「100分の11」に改め、同項第2号中「100分の6」を「100分の10」に改める。

附則に次の3項を加える

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、附則第11項及び附則第12項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、附則第11項、附則第12項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 一般職給料表（第3条第1項関係）

| 職員の区分                              | 職務の<br>等級 | 6 等級    | 5 等級    | 4 等級    | 3 等級    | 2 等級    | 1 等級    | 特 2 等級  | 特 1 等級  |
|------------------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                    | 号給        | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年前再<br>任用短時<br>間勤務職<br>員以外の<br>職員 |           | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                                    | 1         | 183,500 | 230,000 | 265,300 | 298,800 | 321,300 | 355,200 | 408,300 | 458,300 |
|                                    | 2         | 184,600 | 231,500 | 266,300 | 300,300 | 323,100 | 356,900 | 410,200 | 463,800 |
|                                    | 3         | 185,800 | 233,000 | 267,300 | 301,800 | 324,900 | 358,500 | 412,100 | 468,800 |
|                                    | 4         | 186,900 | 234,500 | 268,300 | 303,200 | 326,600 | 360,100 | 413,900 | 473,500 |
|                                    | 5         | 188,000 | 236,000 | 269,300 | 304,600 | 328,300 | 361,700 | 415,700 | 477,500 |
|                                    | 6         | 189,700 | 237,500 | 270,300 | 305,700 | 330,000 | 363,500 | 417,500 | 481,000 |
|                                    | 7         | 191,300 | 239,000 | 271,300 | 306,700 | 331,700 | 365,000 | 419,300 | 484,000 |
|                                    | 8         | 192,900 | 240,500 | 272,300 | 307,900 | 333,400 | 366,600 | 421,100 | 486,500 |
|                                    | 9         | 194,500 | 242,000 | 273,300 | 309,100 | 335,000 | 368,000 | 422,700 | 488,500 |
|                                    | 10        | 196,200 | 243,400 | 274,300 | 310,700 | 336,700 | 369,600 | 424,200 |         |
|                                    | 11        | 197,800 | 244,800 | 275,300 | 312,300 | 338,400 | 371,200 | 425,700 |         |
|                                    | 12        | 199,400 | 246,200 | 276,400 | 313,900 | 340,000 | 372,700 | 427,200 |         |
|                                    | 13        | 201,000 | 247,400 | 277,400 | 315,400 | 341,500 | 374,600 | 428,700 |         |
|                                    | 14        | 202,700 | 248,600 | 278,700 | 317,000 | 343,100 | 376,500 | 430,000 |         |
|                                    | 15        | 204,400 | 249,800 | 280,000 | 318,600 | 344,700 | 378,400 | 431,300 |         |
|                                    | 16        | 206,100 | 251,000 | 281,200 | 320,200 | 346,200 | 380,200 | 432,500 |         |
|                                    | 17        | 207,400 | 252,100 | 282,500 | 321,700 | 347,600 | 381,700 | 433,700 |         |
|                                    | 18        | 209,000 | 253,200 | 283,800 | 323,400 | 349,300 | 383,500 | 435,000 |         |
|                                    | 19        | 210,600 | 254,300 | 285,000 | 325,000 | 350,900 | 385,200 | 436,300 |         |
|                                    | 20        | 212,100 | 255,400 | 286,200 | 326,600 | 352,500 | 386,800 | 437,500 |         |
|                                    | 21        | 213,600 | 256,400 | 287,300 | 328,000 | 353,700 | 388,500 | 438,700 |         |
|                                    | 22        | 215,200 | 257,400 | 288,500 | 329,700 | 355,200 | 389,900 | 439,500 |         |
|                                    | 23        | 216,800 | 258,400 | 289,800 | 331,400 | 356,700 | 391,300 | 440,300 |         |
|                                    | 24        | 218,400 | 259,400 | 291,100 | 333,000 | 358,200 | 392,700 | 441,100 |         |

|    |          |          |          |          |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 25 | 220, 000 | 260, 400 | 292, 400 | 334, 200 | 359, 900 | 394, 100 | 441, 700 |
| 26 | 221, 700 | 261, 300 | 293, 400 | 336, 100 | 361, 700 | 395, 300 | 442, 300 |
| 27 | 223, 000 | 262, 200 | 294, 400 | 337, 800 | 363, 400 | 396, 500 | 442, 900 |
| 28 | 224, 300 | 263, 100 | 295, 500 | 339, 400 | 365, 100 | 397, 500 | 443, 500 |
| 29 | 225, 600 | 263, 900 | 296, 600 | 340, 900 | 366, 500 | 398, 600 | 444, 200 |
| 30 | 226, 700 | 264, 700 | 297, 800 | 342, 500 | 367, 800 | 399, 800 | 445, 000 |
| 31 | 227, 800 | 265, 500 | 298, 900 | 344, 100 | 369, 000 | 400, 900 | 445, 400 |
| 32 | 228, 900 | 266, 300 | 300, 100 | 345, 700 | 370, 400 | 402, 000 | 446, 100 |
| 33 | 230, 000 | 267, 000 | 301, 300 | 347, 400 | 371, 500 | 402, 700 | 446, 600 |
| 34 | 231, 100 | 267, 800 | 302, 600 | 349, 200 | 372, 400 | 403, 400 | 447, 000 |
| 35 | 232, 200 | 268, 600 | 303, 900 | 351, 000 | 373, 400 | 404, 100 | 447, 400 |
| 36 | 233, 300 | 269, 300 | 305, 200 | 352, 800 | 374, 500 | 404, 800 | 447, 800 |
| 37 | 234, 400 | 270, 000 | 306, 500 | 354, 300 | 375, 300 | 405, 400 | 448, 200 |
| 38 | 235, 400 | 270, 800 | 307, 800 | 355, 700 | 376, 200 | 406, 000 | 448, 600 |
| 39 | 236, 400 | 271, 600 | 309, 100 | 357, 100 | 377, 100 | 406, 500 | 449, 000 |
| 40 | 237, 300 | 272, 300 | 310, 400 | 358, 500 | 377, 900 | 406, 900 | 449, 300 |
| 41 | 238, 200 | 273, 000 | 311, 700 | 360, 000 | 378, 700 | 407, 300 | 449, 600 |
| 42 | 239, 100 | 273, 800 | 313, 000 | 360, 800 | 379, 500 | 407, 500 | 450, 000 |
| 43 | 239, 900 | 274, 600 | 314, 300 | 361, 800 | 380, 300 | 407, 800 | 450, 300 |
| 44 | 240, 700 | 275, 300 | 315, 400 | 362, 800 | 381, 000 | 408, 100 | 450, 600 |
| 45 | 241, 400 | 276, 000 | 316, 300 | 363, 700 | 381, 700 | 408, 400 | 450, 900 |
| 46 | 242, 000 | 276, 700 | 317, 600 | 364, 800 | 382, 400 | 408, 700 |          |
| 47 | 242, 600 | 277, 400 | 318, 900 | 365, 700 | 383, 100 | 409, 000 |          |
| 48 | 243, 200 | 278, 100 | 320, 200 | 366, 700 | 383, 800 | 409, 300 |          |
| 49 | 243, 800 | 278, 800 | 321, 400 | 367, 600 | 384, 300 | 409, 500 |          |
| 50 | 244, 400 | 279, 500 | 322, 700 | 368, 300 | 384, 900 | 409, 800 |          |
| 51 | 245, 000 | 280, 200 | 323, 900 | 369, 000 | 385, 500 | 410, 100 |          |
| 52 | 245, 500 | 280, 900 | 325, 100 | 369, 600 | 386, 200 | 410, 400 |          |
| 53 | 246, 000 | 281, 500 | 326, 400 | 370, 000 | 386, 600 | 410, 600 |          |
| 54 | 246, 400 | 282, 200 | 327, 500 | 370, 600 | 387, 200 | 410, 900 |          |
| 55 | 246, 700 | 282, 800 | 328, 600 | 371, 300 | 387, 800 | 411, 200 |          |
| 56 | 247, 000 | 283, 500 | 329, 700 | 372, 000 | 388, 300 | 411, 500 |          |

|    |          |          |          |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 57 | 247, 300 | 284, 100 | 330, 400 | 372, 300 | 388, 700 | 411, 700 |
| 58 | 247, 600 | 284, 800 | 331, 300 | 373, 000 | 389, 300 | 412, 000 |
| 59 | 247, 900 | 285, 400 | 332, 000 | 373, 700 | 389, 900 | 412, 300 |
| 60 | 248, 200 | 286, 100 | 332, 800 | 374, 300 | 390, 400 | 412, 500 |
| 61 | 248, 500 | 286, 700 | 333, 600 | 374, 600 | 390, 800 | 412, 700 |
| 62 | 248, 800 | 287, 400 | 334, 000 | 375, 100 | 391, 300 | 413, 000 |
| 63 | 249, 100 | 288, 000 | 334, 600 | 375, 700 | 391, 800 | 413, 300 |
| 64 | 249, 400 | 288, 500 | 335, 300 | 376, 300 | 392, 400 | 413, 500 |
| 65 | 249, 700 | 289, 000 | 336, 100 | 376, 600 | 392, 700 | 413, 700 |
| 66 | 250, 000 | 289, 600 | 336, 800 | 377, 200 | 393, 100 | 414, 000 |
| 67 | 250, 300 | 290, 100 | 337, 500 | 377, 900 | 393, 500 | 414, 300 |
| 68 | 250, 600 | 290, 700 | 338, 100 | 378, 500 | 393, 900 | 414, 500 |
| 69 | 250, 900 | 291, 200 | 338, 600 | 378, 900 | 394, 200 | 414, 700 |
| 70 | 251, 200 | 291, 700 | 339, 200 | 379, 400 | 394, 500 | 415, 000 |
| 71 | 251, 500 | 292, 300 | 339, 700 | 380, 000 | 394, 800 | 415, 300 |
| 72 | 251, 800 | 292, 900 | 340, 300 | 380, 500 | 395, 000 | 415, 500 |
| 73 | 252, 100 | 293, 400 | 340, 600 | 381, 000 | 395, 200 | 415, 700 |
| 74 | 252, 400 | 293, 900 | 341, 100 | 381, 600 | 395, 500 |          |
| 75 | 252, 700 | 294, 300 | 341, 500 | 382, 100 | 395, 800 |          |
| 76 | 253, 000 | 294, 600 | 341, 900 | 382, 400 | 396, 000 |          |
| 77 | 253, 300 | 294, 800 | 342, 300 | 382, 800 | 396, 200 |          |
| 78 | 253, 600 | 295, 100 | 342, 800 | 383, 300 | 396, 500 |          |
| 79 | 253, 900 | 295, 300 | 343, 300 | 383, 700 | 396, 800 |          |
| 80 | 254, 200 | 295, 600 | 343, 800 | 384, 100 | 397, 000 |          |
| 81 | 254, 500 | 295, 800 | 344, 100 | 384, 500 | 397, 200 |          |
| 82 | 254, 800 | 296, 000 | 344, 500 | 385, 000 | 397, 500 |          |
| 83 | 255, 100 | 296, 300 | 344, 900 | 385, 400 | 397, 800 |          |
| 84 | 255, 400 | 296, 500 | 345, 300 | 385, 800 | 398, 000 |          |
| 85 | 255, 700 | 296, 800 | 345, 600 | 386, 100 | 398, 200 |          |
| 86 | 256, 000 | 297, 100 | 346, 000 |          |          |          |
| 87 | 256, 300 | 297, 400 | 346, 400 |          |          |          |

|     |          |          |          |  |  |  |  |  |  |
|-----|----------|----------|----------|--|--|--|--|--|--|
| 88  | 256, 600 | 297, 700 | 346, 800 |  |  |  |  |  |  |
| 89  | 256, 900 | 298, 000 | 347, 000 |  |  |  |  |  |  |
| 90  | 257, 200 | 298, 300 | 347, 400 |  |  |  |  |  |  |
| 91  | 257, 500 | 298, 600 | 347, 800 |  |  |  |  |  |  |
| 92  | 257, 800 | 299, 000 | 348, 200 |  |  |  |  |  |  |
| 93  | 258, 100 | 299, 200 | 348, 400 |  |  |  |  |  |  |
| 94  |          | 299, 400 | 348, 800 |  |  |  |  |  |  |
| 95  |          | 299, 700 | 349, 200 |  |  |  |  |  |  |
| 96  |          | 300, 100 | 349, 500 |  |  |  |  |  |  |
| 97  |          | 300, 300 | 349, 800 |  |  |  |  |  |  |
| 98  |          | 300, 600 | 350, 200 |  |  |  |  |  |  |
| 99  |          | 301, 000 | 350, 600 |  |  |  |  |  |  |
| 100 |          | 301, 400 | 351, 000 |  |  |  |  |  |  |
| 101 |          | 301, 600 | 351, 500 |  |  |  |  |  |  |
| 102 |          | 301, 900 | 351, 900 |  |  |  |  |  |  |
| 103 |          | 302, 200 | 352, 300 |  |  |  |  |  |  |
| 104 |          | 302, 500 | 352, 700 |  |  |  |  |  |  |
| 105 |          | 302, 700 | 353, 200 |  |  |  |  |  |  |
| 106 |          | 303, 000 | 353, 600 |  |  |  |  |  |  |
| 107 |          | 303, 300 | 353, 900 |  |  |  |  |  |  |
| 108 |          | 303, 600 | 354, 200 |  |  |  |  |  |  |
| 109 |          | 303, 800 | 354, 700 |  |  |  |  |  |  |
| 110 |          | 304, 200 |          |  |  |  |  |  |  |
| 111 |          | 304, 600 |          |  |  |  |  |  |  |
| 112 |          | 304, 900 |          |  |  |  |  |  |  |
| 113 |          | 305, 100 |          |  |  |  |  |  |  |
| 114 |          | 305, 300 |          |  |  |  |  |  |  |
| 115 |          | 305, 600 |          |  |  |  |  |  |  |
| 116 |          | 306, 000 |          |  |  |  |  |  |  |
| 117 |          | 306, 200 |          |  |  |  |  |  |  |
| 118 |          | 306, 400 |          |  |  |  |  |  |  |

|                           |     |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                           | 119 |         | 306,700 |         |         |         |         |         |         |
|                           | 120 |         | 307,000 |         |         |         |         |         |         |
|                           | 121 |         | 307,400 |         |         |         |         |         |         |
|                           | 122 |         | 307,600 |         |         |         |         |         |         |
|                           | 123 |         | 307,900 |         |         |         |         |         |         |
|                           | 124 |         | 308,200 |         |         |         |         |         |         |
|                           | 125 |         | 308,500 |         |         |         |         |         |         |
| 定年前再<br>任用短時<br>間勤務職<br>員 |     | 192,000 | 219,500 | 260,000 | 279,700 | 294,900 | 320,600 | 362,700 | 396,200 |

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第11項の改正規定及び附則に3項を加える規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（次項及び附則第6項において「改正後の給与条例」という。）附則第11項及び附則第20項から附則第22項までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の特1等級に格付されている職員に対しては支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については1人につき3,000円とする」とする。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「、第15条及び第15条の3」を削る。

（委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

別表 号給の切替表

一般職給料表の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新 号 級 |      |      |      |        |        |
|-----|-------|------|------|------|--------|--------|
|     | 4 等級  | 3 等級 | 2 等級 | 1 等級 | 特 2 等級 | 特 1 等級 |
| 1   | 1     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 2   | 1     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 3   | 1     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 4   | 1     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 5   | 1     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 6   | 2     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 7   | 3     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 8   | 4     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 9   | 5     | 1    | 1    | 1    | 1      | 1      |
| 10  | 6     | 2    | 2    | 1    | 1      | 1      |
| 11  | 7     | 3    | 3    | 1    | 1      | 1      |
| 12  | 8     | 4    | 4    | 1    | 1      | 1      |
| 13  | 9     | 5    | 5    | 1    | 1      | 1      |
| 14  | 10    | 6    | 6    | 2    | 1      | 1      |
| 15  | 11    | 7    | 7    | 3    | 1      | 1      |
| 16  | 12    | 8    | 8    | 4    | 1      | 1      |
| 17  | 13    | 9    | 9    | 5    | 1      | 1      |
| 18  | 14    | 10   | 10   | 6    | 2      | 1      |
| 19  | 15    | 11   | 11   | 7    | 3      | 1      |
| 20  | 16    | 12   | 12   | 8    | 4      | 1      |
| 21  | 17    | 13   | 13   | 9    | 5      | 1      |
| 22  | 18    | 14   | 14   | 10   | 6      | 1      |
| 23  | 19    | 15   | 15   | 11   | 7      | 1      |
| 24  | 20    | 16   | 16   | 12   | 8      | 2      |
| 25  | 21    | 17   | 17   | 13   | 9      | 2      |
| 26  | 22    | 18   | 18   | 14   | 10     | 2      |

|    |    |    |    |    |    |   |
|----|----|----|----|----|----|---|
| 27 | 23 | 19 | 19 | 15 | 11 | 2 |
| 28 | 24 | 20 | 20 | 16 | 12 | 3 |
| 29 | 25 | 21 | 21 | 17 | 13 | 3 |
| 30 | 26 | 22 | 22 | 18 | 14 | 3 |
| 31 | 27 | 23 | 23 | 19 | 15 | 3 |
| 32 | 28 | 24 | 24 | 20 | 16 | 3 |
| 33 | 29 | 25 | 25 | 21 | 17 | 3 |
| 34 | 30 | 26 | 26 | 22 | 18 | 4 |
| 35 | 31 | 27 | 27 | 23 | 19 | 4 |
| 36 | 32 | 28 | 28 | 24 | 20 | 4 |
| 37 | 33 | 29 | 29 | 25 | 21 | 4 |
| 38 | 34 | 30 | 30 | 26 | 22 | 4 |
| 39 | 35 | 31 | 31 | 27 | 23 | 4 |
| 40 | 36 | 32 | 32 | 28 | 24 | 4 |
| 41 | 37 | 33 | 33 | 29 | 25 | 4 |
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 | 5 |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 | 5 |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 | 5 |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 | 5 |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 |   |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 |   |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 |   |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 |   |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 |   |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 |   |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 |   |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 |   |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 |   |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 |   |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 |   |

|    |    |    |    |    |    |  |
|----|----|----|----|----|----|--|
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 |  |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 |  |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 |  |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 |  |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 |  |
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 |    |  |
| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 |    |  |
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 |    |  |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 |    |  |
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 |    |  |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 |    |  |
| 68 | 64 | 60 | 60 | 56 |    |  |
| 69 | 65 | 61 | 61 | 57 |    |  |
| 70 | 66 | 62 | 62 | 58 |    |  |
| 71 | 67 | 63 | 63 | 59 |    |  |
| 72 | 68 | 64 | 64 | 60 |    |  |
| 73 | 69 | 65 | 65 | 61 |    |  |
| 74 | 70 | 66 | 66 | 62 |    |  |
| 75 | 71 | 67 | 67 | 63 |    |  |
| 76 | 72 | 68 | 68 | 64 |    |  |
| 77 | 73 | 69 | 69 | 65 |    |  |
| 78 | 74 | 70 | 70 | 66 |    |  |
| 79 | 75 | 71 | 71 | 67 |    |  |
| 80 | 76 | 72 | 72 | 68 |    |  |
| 81 | 77 | 73 | 73 | 69 |    |  |
| 82 | 78 | 74 | 74 | 70 |    |  |
| 83 | 79 | 75 | 75 | 71 |    |  |
| 84 | 80 | 76 | 76 | 72 |    |  |
| 85 | 81 | 77 | 77 | 73 |    |  |
| 86 | 82 | 78 | 78 |    |    |  |

|     |     |    |    |  |  |  |
|-----|-----|----|----|--|--|--|
| 87  | 83  | 79 | 79 |  |  |  |
| 88  | 84  | 80 | 80 |  |  |  |
| 89  | 85  | 81 | 81 |  |  |  |
| 90  | 86  | 82 | 82 |  |  |  |
| 91  | 87  | 83 | 83 |  |  |  |
| 92  | 88  | 84 | 84 |  |  |  |
| 93  | 89  | 85 | 85 |  |  |  |
| 94  | 90  |    |    |  |  |  |
| 95  | 91  |    |    |  |  |  |
| 96  | 92  |    |    |  |  |  |
| 97  | 93  |    |    |  |  |  |
| 98  | 94  |    |    |  |  |  |
| 99  | 95  |    |    |  |  |  |
| 100 | 96  |    |    |  |  |  |
| 101 | 97  |    |    |  |  |  |
| 102 | 98  |    |    |  |  |  |
| 103 | 99  |    |    |  |  |  |
| 104 | 100 |    |    |  |  |  |
| 105 | 101 |    |    |  |  |  |
| 106 | 102 |    |    |  |  |  |
| 107 | 103 |    |    |  |  |  |
| 108 | 104 |    |    |  |  |  |
| 109 | 105 |    |    |  |  |  |
| 110 | 106 |    |    |  |  |  |
| 111 | 107 |    |    |  |  |  |
| 112 | 108 |    |    |  |  |  |
| 113 | 109 |    |    |  |  |  |

## 報告第 5 号

### 専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日承認

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

### 記

専決第 4 号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

専決第 4 号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

## 大阪南消防組合条例第6号

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「就職」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 報告第 6 号

### 専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日承認

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

### 記

専決第 5 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

専決第 5 号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

## 大阪南消防組合条例第7号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原羽曳野藤井寺消防組合第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項」を「及び前2項」に改める。

第14条第1項中「定める者」の次に「(第16条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする第2条による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

## 報告第 7 号

### 専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日承認

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第 6 号 令和 6 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）

令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年3月31日専決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款       | 項       | 事業名                         | 金額    |
|---------|---------|-----------------------------|-------|
| 3 消 防 費 | 1 消 防 費 | 消防ポンプ自動車(C D - I 型)主ポンプ交換事業 | 2,794 |

## 報告第 8 号

令和 6 年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 6 年度大阪南消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

報告

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

令和6年度 大阪南消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款     | 項     | 事業名                     | 金額          | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |            |             |           |
|-------|-------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-----------|
|       |       |                         |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |             | 一般財源      |
|       |       |                         |             |             |             | 国支出金       | 地方債         |           |
| 3 消防費 | 1 消防費 | はしご車(35m級)更新事業          | 228,149,000 | 228,149,000 |             |            | 227,900,000 | 249,000   |
|       |       | 水槽車更新事業                 | 60,850,000  | 60,850,000  |             | 18,516,000 | 37,900,000  | 4,434,000 |
|       |       | 消防ポンプ自動車(CD-I型)更新事業     | 47,683,000  | 47,683,000  | 17,500,000  |            | 26,900,000  | 3,283,000 |
|       |       | 消防ポンプ自動車(CD-I型)主ポンプ交換事業 | 2,794,000   | 2,794,000   |             |            |             | 2,794,000 |

## 議案第 7 号

### 財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

### 記

- |   |           |                        |                     |
|---|-----------|------------------------|---------------------|
| 1 | 名 称       | 災害対応消防ポンプ自動車 CD－I 型水槽付 |                     |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 消防設備の更新                |                     |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札                 |                     |
| 4 | 取 得 価 格   | 52,470,000 円           |                     |
| 5 | 取得の相手方    | 住 所                    | 兵庫県三田市テクノパーク 3 2 番地 |
|   |           | 名 称                    | 株式会社モリタ関西支店         |
|   |           | 代表者                    | 支店長 谷口 裕和           |
| 6 | 支 出 科 目   | (款) 消防費                | (項) 消防費             |
|   |           | (目) 常備消防費              | (節) 備品購入費           |

## 議案第 8 号

### 財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

### 記

- |   |           |                                  |                        |
|---|-----------|----------------------------------|------------------------|
| 1 | 名 称       | 災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材<br>(2 台) |                        |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 消防設備の更新                          |                        |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札                           |                        |
| 4 | 取 得 価 格   | 69,300,000 円                     |                        |
| 5 | 取得の相手方    | 住 所                              | 大阪市西区立売堀 1 丁目 7 番 15 号 |
|   |           | 名 称                              | 大阪トヨペット株式会社 法人営業部      |
|   |           | 代表者                              | 部長 村内 敬一               |
| 6 | 支 出 科 目   | (款) 消防費                          | (項) 消防費                |
|   |           | (目) 常備消防費                        | (節) 備品購入費              |

## 議案第 9 号

### 財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

### 記

- |   |           |               |                           |
|---|-----------|---------------|---------------------------|
| 1 | 名 称       | 情報化システム一式     |                           |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 情報化パソコン等の更新整備 |                           |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札        |                           |
| 4 | 取 得 価 格   | 28,446,000円   |                           |
| 5 | 取得の相手方    | 住 所           | 大阪市北区中津5丁目4番10号           |
|   |           | 名 称           | NX・TC リース&ファイナンス株式会社 大阪支店 |
|   |           | 代 表 者         | 支店長 大野 雄一郎                |
| 6 | 支 出 科 目   | (款) 消防費       | (項) 消防費                   |
|   |           | (目) 常備消防費     | (節) 使用料及び賃借料              |

議案第 10 号

大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日同意

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

記

住 所



氏 名 植田 眞功

生年月日



議案第 11 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 38 年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 緊急消防援助隊に従事する職員の特殊勤務手当

第 26 条に次の 1 項を加える。

- 7 緊急消防援助隊に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第 44 条第 1 項に規定する消防の応援等に従事したときに支給し、その額は、1 人日額 3,970 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

## 大阪南消防組合条例第 号

### 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 38 年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（失職の例外）

第 5 条 任命権者は、法第 16 条第 1 号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について、情状により特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定により職を失わなかった職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

職員の旅費に関する条例の全部改正について

職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

## 大阪南消防組合条例第 号

### 大阪南消防組合職員の旅費に関する条例

職員の旅費に関する条例（昭和41年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、特別職の職員及び職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別職の職員 管理者及び副管理者をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務部署を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必

要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から  
3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、大阪南消防組合（以下「消防組合」という。）の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他組合費を支弁して出張をさせる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項又は第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令）

第4条 旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を

する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして、この条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出をする任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、前2項に規定する期間その他の必要な事項は、規則で定める。

第9条 職員が特別職の職員又は他の条例の規定により特別職の職員の旅費相当額の費用弁償の支給を受ける者に随行して旅行する場合における旅費の計算は、特別職の職員の旅費の計算による。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により

移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第13条 車賃の額は、現に支払った旅行の実費額による。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用

は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して次に掲げる額を上限として規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。

- (1) 特別職の職員 27,000円
- (2) 職員 19,000円  
(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第12条及び第14条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。  
(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 一夜当たり1,600円
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 一夜当たり800円

- 3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額
  - (2) 赴任をする職員が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、条例等の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の組合費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。
- 3 赴任をする職員又は当該職員の家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費及び包括宿泊費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1

年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（外国旅行の旅費）

第20条 職員が外国に公務のため旅行するときは、外国旅行の旅費を支給する。

- 2 前項の旅費額は、国家公務員の例に準じ、その都度管理者が定める。

（特殊旅行の旅費）

第21条 次に掲げる旅行については、管理者は、この条例により計算した旅費額の範囲内で、その旅費額を減じて支給することができる。

- (1) 研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- (2) その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める職員の旅行

（退職者等の旅費）

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第23条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第14条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該

各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条、第18条及び第19条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 管理者は、旅行者が消防組合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 管理者は、旅行者がこの条例による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、旅行の実費を限度として別に旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「職員の旅費に関する条例(昭和41年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第15号)」を「大阪南消防組合職員の旅費に関する条例(令和7年大阪南消防組合条例第 号)」に改める。

- (1) 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第16号)第4条第2項
- (2) 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第17号)第4条及び別表の備考
- (3) 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年大阪南消防組合条例第2号)第14条第1項

議案第 14 号

大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に関する条例の制定について

大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合  
管 理 者 富 宅 正 浩

## 大阪南消防組合条例第 号

### 大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例の施行の際、現に効力を有する大阪南消防組合の条例（以下「既存の条例」という。）の内容、効力等に影響を及ぼさない限度において、用語、用字、送り仮名（以下「用語等」という。）を統一した表現に整理するため必要な事項を定めるものとする。

(用語等の整理の基準)

第2条 既存の条例中の用語等については、次に掲げる告示、訓令及び通達の定めるところに従い、所要の改正を行うものとする。

- (1) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）
- (2) 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）
- (3) 法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局総総第208号）
- (4) 公用文作成の考え方の周知について（令和4年1月11日付け内閣文第1号内閣官房長官通知）
- (5) 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）
- (6) 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）
- (7) 外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）
- (8) 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年内閣法制局総発第125号）

(法令等の公布年及び公布番号)

第3条 既存の条例中において引用した法令及び条例に公布年及び公布番号の欠けているものについては、当該法令及び条例の次に括弧書きで公布年及び公布番号を付する。

(法令等の呼称)

第4条 既存の条例中において引用された条例の括弧書き中「昭和（平成・令和）〇〇年条例第〇〇号」とあるのは「昭和（平成・令和）〇〇年柏原羽曳野藤井寺消防組合（大阪南消防組合）条例第〇〇号」に統一する。

- 2 前項に定めるもののほか、引用した法令及び条例の題名のうち改正を要するものは、この条例により改正する。

(条例の題名の統一)

第5条 条例の題名中には、原則として「大阪南消防組合」を用いる。

- 2 既存の条例の題名において「大阪南消防組合」が用いられていないものは、この条例により改正する。
- 3 前項の規定による条例の改正により、当該条例の内容が不適合となる字句については、同項の規定は、適用しない。

(その他の用語等整理の措置)

第6条 前条に定めるもののほか、既存の条例中の表記で整理を必要とするものについては、次のように措置するものとする。

- (1) 句読点の整理を行うこと。
  - (2) 既存の条例中、各条文の見出しを当該条例の制定の目的及び意義に反しない範囲で、内容に即して適切な表現に整理すること。
  - (3) 本則と別表又は様式の整合を整理するとともに関係を分かりやすくするために別表又は様式に「(第○条関係)」を付すこと。
- 2 前項に定めるもののほか、既存の条例の用語等の整理に伴い改める必要のあるものは、用語等の整理に適合するものに改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。